

## 一般財団法人 茨城県建築センター構造計算適合性判定手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規定は、「一般財団法人茨城県建築センター 指定構造計算適合性判定機関業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人茨城県建築センター(以下「建築センター」という。)が実施する構造計算適合性判定(以下「判定」という。)に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する構造計算適合性判定業務)

第 2 条 業務規程第 21 条に規定する建築物に関する判定の手数料の額は、判定を要する建築物ごとに、別表第 1 の (ア) 又は (イ) の区分に応じ別表第 1 に掲げる額とする。

2 別表第 1 の建築物の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について建築物の計画の敷地内の建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。

(1) 建築物を建築する場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合は、当該判定に係る床面積の合計 ((2) に掲げる場合を除く。)

(2) 適合判定通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、当該判定に係る床面積の 2 分の 1 の面積 (増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積に、増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積)

ただし、直前の適合判定通知書が建築センター以外で交付されている場合は、当該判定に係る床面積

3 判定を効率的に実施できる等により建築センターが認めた場合は、第 1 項で定める額を減額することができる。

附則 この規定は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

附則 この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1 構造計算適合性判定に要する額

(単位：円)

構造計算適合性判定に係る 床面積の合計	(ア) 国土交通大臣に認 定を受けたプログラム によって行われたもの	(イ) (ア) 以外の方法によ って行われたもの
200 m <sup>2</sup> 以下	107,000	156,000
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以下	129,000	188,000
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以下	140,000	203,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以下	175,000	272,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以下	192,000	312,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以下	244,000	414,000
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	415,000	764,000

※建築センターで適合判定通知書を交付した建築物の計画を変更する場合は、当該床面積の2分の1の面積（増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積に、増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた面積）